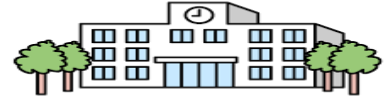


学校でケガをして病院を受診した場合、「(独) 日本スポーツ振興センター」より災害給付金を受け取ることができます！

※保護者の皆様には災害共済掛金をお支払いいただいております。



ご注意ください

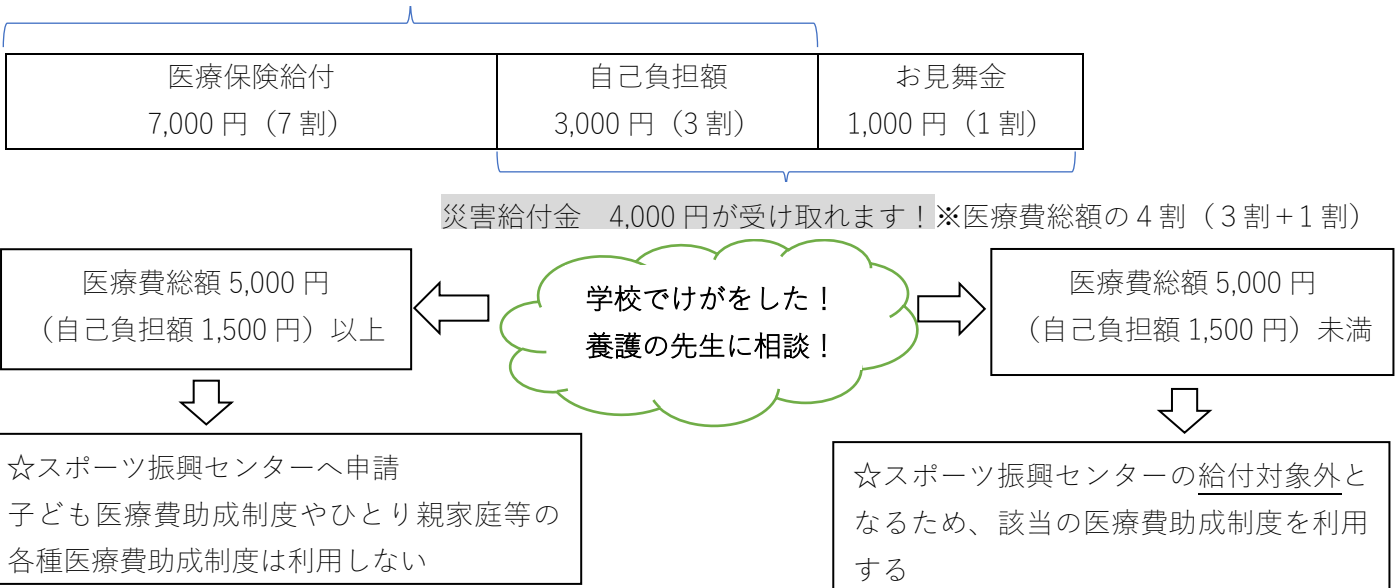
～学校、幼稚園でケガをした場合～

釧路市では令和5年8月から、小中学生の「子ども医療費助成制度」の助成内容が拡大され、中学生までの通院医療費が無料となりました。ただし、学校や幼稚園の管理下（登下校・校外学習・部活動を含む）でケガをした場合は、原則としてスポーツ振興センターの災害共済給付金制度が優先されますので、各種医療助成制度の受給者証（乳幼児、子ども、ひとり親、重度心身障がい）は利用しないでください。

一時的に医療機関等の窓口で自己負担額を支払いしていただきます。
後日、災害給付金（自己負担額+お見舞金1割）を受け取ることができます！

例) 医療費総額が10,000円（自己負担額3,000円）の場合

※医療費総額とは初診から治癒までにかかった医療費です。



- ① 医療機関受診前に必要書類を学校から受け取る
- ② 保険証を提示し、自己負担分（3割）を支払う
- ③ 医療機関で書類に記載してもらう（医療等の状況など）
- ④ 学校へ提出する

- ① 該当の医療費助成制度の受給者証を医療機関に提示する
- ② 自己負担なしとなる

※医療機関を先に受診する場合は、窓口でスポーツ振興センターを利用することを伝えて受診し、後日養護の先生に相談してください。

スポーツ振興センター災害共済給付金制度を積極的に活用しましょう!

【スポーツ振興センターへ申請するメリット】

- ① 医療費の自己負担分3割に加えて医療費の1割がお見舞金として給付されることから4割が給付されます。
- ② 学校の管理下での負傷等が治った後に後遺障害が残った場合は、その程度に応じた見舞金が給付されます。
- ③ 少ない掛金で給付が受けられます。
 - ・一般世帯：年間460円 ※釧路市が掛け金の半額を負担しています。
 - ・就学援助世帯及び生活保護世帯：釧路市で全額負担

【対象外のため医療費助成制度を使用する場合】

※医療費総額が5,000円（自己負担額1,500円）に満たない場合はスポーツ振興センター災害共済給付金制度の対象外となります。その場合は、医療費助成制度を利用してください。

診療月内であれば、受診した医療機関での払い戻しができる場合がありますので、早めに医療機関へお問い合わせください。医療機関で対応できない場合は、釧路市へ申請し、払い戻しを受けることができます。

【医療費の払い戻しをする場合】

下記のものを持参のうえ釧路市医療年金課（市役所防災庁舎2階）で手続きをしてください。

- ・医療機関等の領収書の原本
- ・各種医療費受給者証（子ども医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費助成受給者証等）
- ・健康保険証
- ・保護者名義の銀行口座番号のわかるもの（通帳など）

事例：スポーツ振興センター災害共済給付制度を利用するため、子ども医療費助成制度を利用しなかったが、医療費総額が5,000円（自己負担額1,500円）に満たなかったためスポーツ振興センター災害共済給付金制度の対象外となってしまった場合。

【災害共済給付金制度の対象とならない場合】

- ・医療費総額が5,000円（自己負担額1,500円）未満の場合
- ・交通事故など、加害者から損害賠償を受けられる場合
- ・差額ベッド代や保険診療外（歯の矯正、美容形成などの自由診療）の場合
- ・生活保護を受けているご家庭は障害見舞金、死亡見舞金のみ対象

※スポーツ振興センターへの申請は、学校の養護教諭に相談をして各種申請書類をもらってください。不明な点やわからないことがありましたら、各学校の養護教諭までご相談ください。